



令和3年5月12日
国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 河川敷利用の自粛のお願いについて

豊川・矢作川周辺の河川空間につきましては、誰もが自由に利用できる空間として、皆様にご利用して頂いていますが、当地域は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域とされました。

つきましては、河川空間の利用における人と人との接触機会を削減するため、当面の間、人が集まったの利用が予想される河川敷への進入路等の閉鎖、注意喚起看板の設置を実施します。

また、閉鎖しない箇所についても、引き続き感染拡大の恐れがあるご利用は控えていただきますようお願いいたします。

河川敷の利用自粛に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

期 間 緊急事態宣言の期間

配 布 先：豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ、新城市政記者クラブ、
岡崎市政記者会、岡崎新聞記者会、豊田市政記者クラブ、豊田市
政記者東クラブ

問い合わせ先：国土交通省 豊橋河川事務所
(愛知県豊橋市中野町字平西 1-6)

TEL:0532-48-2111(代表)

副 所 長 田中 靖久(たなか やすひさ)
管理課長 平井 佳津美(ひらい かつみ)



進入路の閉鎖状況写真

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

河川敷の利用自粛を！

Avoid recreation at the riverbed to prevent COVID-19 infection

Tránh chơi dưới sông để ngăn ngừa nhiễm COVID-19

Evite brincar no rio para prevenir a infecção por COVID-19

国土交通省豊橋河川事務所

注意喚起看板（一例）